

○国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 541 号・保発 0414 第 10 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 （略）	目次 （略）
I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 1～4（略）	I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 1～4（略）
5. 個人情報保護委員会の権限行使との関係等 （略） また、法第 150 条第 1 項の規定に基づき、法第 146 条第 1 項の規定による権限が個人情報保護委員会から <u>事業所管大臣である厚生労働大臣</u> に委任された場合には、厚生労働大臣が「報告徴収」及び「立入検査」を行うことができる。 （略）	5. 個人情報保護委員会の権限行使との関係等 （略） また、法第 150 条第 1 項の規定に基づき、法第 146 条第 1 項の規定による権限が個人情報保護委員会から <u>事業所管大臣</u> に委任された場合には、厚生労働大臣が「報告徴収」及び「立入検査」を行うことができる。 （略）
6～10（略）	6～10（略）
II 用語の定義 1・2（略）	II 用語の定義 1・2（略）
3. 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項） （略） 規則第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 一 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体	3. 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項） （略） 規則第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。 一 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体

<p>上の障害</p> <p>二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの</p>	<p>上の障害</p> <p>二 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの</p>
<p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法第2条第3項、令第2条及び規則第5条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。なお、国保連合会等において想定される要配慮個人情報に該当する情報とは、レセプト等に掲載された病歴、犯罪により害を被った事実、申請書等より確認した障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、健康診断の結果及び健康診断後の措置（医師による改善指導又は診療、調剤）が行われた事実等が挙げられる。</p> <p>要配慮個人情報の取得や<u>個人データの第三者提供</u>には、原則として本人同意が必要である。</p> <p>本人同意を得る方法として、特定された利用目的の範囲をホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものとする「黙示の同意」という考え方をを用いること</p>	<p>「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法第2条第3項、令第2条及び規則第5条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。なお、国保連合会等において想定される要配慮個人情報に該当する情報とは、レセプト等に掲載された病歴、犯罪により害を被った事実、申請書等より確認した障害（身体障害、知的障害、精神障害等）の事実、健康診断の結果及び健康診断後の措置（医師による改善指導又は診療、調剤）が行われた事実等が挙げられる。</p> <p>要配慮個人情報の取得や<u>第三者提供</u>には、原則として本人同意が必要である。</p> <p>本人同意を得る方法として、特定された利用目的の範囲をホームページへの掲載等により明らかにしておき、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものとする「黙示の同意」という考え方をを用いること</p>

<p>がある。(詳細はⅢ 7. (3) を参照)</p> <p>一方、<u>要配慮個人情報に含まれる個人データ</u>については、法第 27 条第 2 項の規定により、一定の条件を満たすことで本人同意を得ることなく第三者提供する方法（オプトアウトによる第三者提供）は認められない。また、要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（詳細はⅢ 6. を参照）。</p> <p>なお、国保連合会等においては、第三者への提供を目的として個人情報を取得することは通常想定されない。</p> <p>(略)</p>	<p>がある。(詳細はⅢ 7. (3) を参照)</p> <p>一方、<u>要配慮個人情報</u>については、法第 27 条第 2 項の規定により、一定の条件を満たすことで本人同意を得ることなく第三者提供する方法（オプトアウトによる第三者提供）は認められない。また、要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（詳細はⅢ 6. を参照）。</p> <p>なお、国保連合会等においては、第三者への提供を目的として個人情報を取得することは通常想定されない。</p> <p>(略)</p>
<p>4～8 (略)</p>	<p>4～8 (略)</p>
<p>Ⅲ 国保連合会等の義務等</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>Ⅲ 国保連合会等の義務等</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第 23 条～第 25 条） (略)</p> <p>(1) 国保連合会等が講ずるべき安全管理措置等</p> <p>①安全管理措置</p> <p>国保連合会等は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置等を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境の把握を行ったうえで、これらの安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又は毀損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさ</p>	<p>5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第 23 条～第 25 条） (略)</p> <p>(1) 国保連合会等が講ずるべき安全管理措置等</p> <p>①安全管理措置</p> <p>国保連合会等は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置等を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境の把握を行ったうえで、これらの安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又は毀損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさ</p>

を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずる。

国保連合会等は、行政機関等から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務を行う場合には、法第23条だけでなく、法第66条第1項に基づく行政機関等と同様の安全管理措置等を講じなければならない（同条第2項第1号及び第5号）。詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を参照されたい。

（※）「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。そのため、当該個人データとなる前の個人情報（個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの）についても、上記の安全管理措置等を講じる必要がある。

（略）

②・③（略）

(2)・(3)（略）

(4) レセプトの紙以外の媒体による保存等又はそれらの外部委託を行う場合の取扱い

国保連合会等において、レセプトの紙以外の媒体による保存又はレセプ

を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。なお、その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講ずる。

国保連合会等は、行政機関等から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務を行う場合には、法第23条だけでなく、法第66条第1項に基づく行政機関等と同様の安全管理措置等を講じなければならない（同条第2項第1号及び第5号）。詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を参照されたい。

（新設）

（略）

②・③（略）

(2)・(3)（略）

(4) レセプトの紙以外の媒体による保存等又はそれらの外部委託を行う場合の取扱い

国保連合会等において、レセプトの紙以外の媒体による保存又はレセプ

<p>トの電算処理及びレセプト以外の<u>個人データの取扱い</u>を含む業務の外部委託を行う場合には、国保連合会等において、その運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>トの電算処理及びレセプト以外の<u>個人データベース等</u>を含む業務の外部委託を行う場合には、国保連合会等において、その運営及び委託等の取扱いについて安全性が確保されるよう規程を定め、実施するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>6. 漏えい等の報告等 (法第26条)</p> <p>(略)</p> <p>規則第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 要配慮個人情報に含まれる個人データ (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。) の漏えい、滅失若しくは毀損 (以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。) が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ (当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)</u> の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(略)</p>	<p>6. 漏えい等の報告等 (法第26条)</p> <p>(略)</p> <p>規則第七条 法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 要配慮個人情報に含まれる個人データ (高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。) の漏えい、滅失若しくは毀損 (以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。) が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>個人データ</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(略)</p>

<p>個人データ(※)の「漏えい」とは、個人データが外部に流出すること、「滅失」とは個人データの内容が失われること、「毀損」とは個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。</p> <p>個人データの漏えい等やそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、規則で定めるところにより、個人情報保護委員会への報告等を行わなければならない。</p> <p><u>(※) 規則第7条は、法第26条第1項に基づく漏えい等の報告の対象となる事態について定めているところ、規則第7条に規定する「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データをいう。ただし、同条第3号に規定する「個人データ」には、「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。そのため、同号に定める事態との関係では、本6.における「個人データ」は、個人情報取扱事業者が取り扱う個人データに加え、「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」を含む。</u></p> <p>(略)</p>	<p>個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出すること、「滅失」とは個人データの内容が失われること、「毀損」とは個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。</p> <p>個人データの漏えい等やそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、規則で定めるところにより、個人情報保護委員会への報告等を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>7～15 (略)</p> <p>IV～別表2 (略)</p>	<p>7～15 (略)</p> <p>IV～別表2 (略)</p>